

## 次世代育成支援対策推進法「一般事業主行動計画」

社員が仕事と子育てを両立させ、働きがいを持って個々人の能力を十分に発揮できるようにするため、社員全員が働きやすい環境の整備に向けた行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 2014年4月1日から2016年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。  
男性社員…期間中に1人以上取得する。  
女性社員…計画期間内に出産し、かつ計画期間末（2016年3月31日）時点で在籍する女性社員における育児休業取得率を70%以上とする。

<対策>

- ・社内ホームページ上で育児休業制度について掲載する。

目標2 育児休業から職場復帰する社員への復職支援

<対策>

- ・育児休業から復帰する社員と復帰先職場上司との復帰前面談等の検討・実施

目標3 社会貢献活動への積極的な参加・支援を継続し、ワークライフバランスや子供の健全な育成に向けた意識の向上を図る。

<対策>

- ・社会貢献活動に関する取り組みをホームページで案内し、花壇づくりやオフィス周辺の清掃活動等を行う。
- ・女性社員同士の座談会などを開催し、働く女性の情報交換の場等を作り、社内ホームページで社員へ情報提供する。